

佐賀県告示第三百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、佐賀県母子寡婦福祉資金貸付金の元利償還金のうち知事が指定するものに係る収納の事務を次の者に委託した。

平成二十一年十月十三日

佐賀県知事 古川 康

| | |
|-----------------|----------------------------------|
| 受託者の名称 及び所在地 | ニッテレ債権回収株式会社 東京都港区芝浦三丁目一六番一〇号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 岡田政幸 |